

大阪労連・大阪市地区協議会との協議等議事録（要旨）

市民局

1 日 時 令和6年2月1日（木） 午後1時00分～午後2時00分

2 場 所 大阪市役所本庁舎 地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 大阪労連・大阪市地区協議会

4 協議等の趣旨 2024年度大阪市予算に対する要望

5 出 席 者

（団体側）

代表者（議長）他

計 10名

（本 市）

総務局	課長代理級	1名
	係長級	1名
経済戦略局	課長代理級	1名
契約管財局	課長代理級	1名
建設局	課長代理級	1名
水道局	課長代理級	1名
環境局	課長代理級	1名
市民局	課長代理級	3名
教育委員会事務局	係長級	2名

計 12名

6 議 事

（1）大阪市内で働く労働者の賃金引き上げについて【項目番号9.（1）】

団体要望概要

- ・我々が行っている必要生計費調査では、大阪市内で一人暮らしをすると仮定すると、少なくとも時給1,600円以上ないと暮らしていけないという結果がでている。今の時給では憲法25条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来ないと思うが、どのように考えているのか。
- ・公務の職場の賃金を引き上げることが、民間も含めての水準の引き上げに繋がると思うので、率先して引き上げていくことが必要だと思っている。

※要望・意見のみ

本市説明概要

- ・地方公務員の給与については、地方公務員法で社会一般の情勢に適応するように、適当な措置を講じなければならないとされており、本市人事委員会からの勧告に基づき、議会での条例改正を経て職員の給与を定めている。そのため現時点では適正な水準であると考えている。

(2) 労働者の賃金の引き上げへの取り組みについて【要望項目 9. (1) (2) (3)】

団体要望概要：

- ・昨年、佐賀県の知事が労働局の最低賃金審議会に対して要望書を出し、その取り組みもあり、佐賀県の最低賃金は中央の目安を 8 円上回る額が示された。大阪市長が率先して佐賀県知事のように最低賃金審議会に要請してほしい。
- ・政令市である大阪市として、暮らしている労働者の賃金について積極的に引き上げを図っていくいろいろな取り組みをしてほしい。佐賀県では要請だけではなく、地元の若者が他県へ流出し労働人口の減少が懸念されており、様々な取り組みをしている。その一環としてのこの取り組みは画期的なものと評価している。大阪市も市長が先頭となり、大阪市内で働く労働者の賃金引上げに積極的にかかわってほしい。

※要望・意見のみ

本市回答概要

- ・最低賃金法 第 9 条 第 2 項 において「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費および賃金ならびに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」と記載されています。そして、最低賃金法 第 10 条 第 1 項 において「厚生労働大臣または都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会または地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない」と定められています。実際、中央最低賃金審議会の小委員会報告の議事録（7 月 28 日）を見ると、「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」について言及されており、加えて「政府に対する要望や地方最低賃金審議会への期待等」といった記載もあった。また、その内容は、大阪地方最低賃金審議会総会（8 月 7 日）でも報告されています。

(3) 公契約条例の制定と市発注事業における賃金の把握【項目番号 9. (4)】

団体要望概要

- ・自治体が発注する事業に携わっている事業主に一定の条件を課すことで、そこで働く労働者の賃金とか労働条件を維持向上させるという目的で公契約条例を制定して欲しい。もちろん最終的には労働条件も使用者と労働者で決めることとなるが、その基準の下限を設けて欲しい。

昨年の 11 月現在、全国で公契約条例を制定しているのが、28 都道府県、85 の自治体で、その中でも 29 については、賃金情報型とあって、賃金の下限を決めている。

1 例として福岡県の直方市は条例の冒頭に「適正な労働条件を確保し、労働者などの

生活の安定を図り、公共工事及び交通サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。」と書いているが、こういう趣旨で条例制定の要望を出している。

労働組合が直方市の事業主に行ったアンケートでは、適正な労働条件の確保につながったと答える事業者が全体の7割ということであった。

この公契約条例の制定によって、労働者の賃金労働条件の改善だけでなく、その事業の質そのものが引き上げられることも評価されており、自治体にとってもプラスになると考えているので、よろしく願いたい。

本市説明概要

- ・公契約条例の制定が事業者にとってもプラスになるという面も1つあるのではないかと認識はあるが、労働条件については、まずは労使間で決定されるという認識と、また労働条件の基準につきましては基本的には、国において制定されるべきものであると考えており、現状、国や他都市の状況を見ながら検討させていただいている状況である。

(4) 大阪市の各種審議会委員選任について【項目番号9. (5). ①②③】

団体要望概要

- ・大阪労連から委員が選出されることがない、というのが要望の趣旨である。委員に関して公募に応募してくださいということについて、過去に公募で労働組合からの代表が選ばれていることはないので、この大阪市の見解は当てはまらないと思う。
要望に応じて出してもらった情報からも、大阪労連からの代表が含まれていないことが改めて明らかになったと思う。このような状況は、公正な選出とは言えないのではないと思うが、大阪市としてどう考えるのか。
- ・大阪市男女共同参画審議会における労働者代表の委員について、今の委員は女性ではないので、今後女性を選出していただくようお願いしたい。※要望・意見のみ

本市説明概要

- ・各種審議会等は各所属の事務局において責任をもって委員等の選任を行っているものだが、仮に、審議会等の設置及び運営に関する指針の内容について、各所属の各職員において適切に理解されていない状況があるやもしれないので、来年度、各職員に向けて、審議会等の運営や委員等の選任に際しての留意事項等についての研修を取り組みとして行いたいと考えている。これらの取り組みのなかで、公正に団体等から選出あるいは依頼等されるようになっていけばよいのではないかと考えている。

(5) 体育館エアコンについて【項目番号9. (6)】

団体要望概要

- ・大阪市立小学校の体育館にエアコン（空調設備）を早急に設置すること。
- ・大阪市立小・中学校体育館のエアコン設置率を述べること。

本市説明概要

- ・現時点では市全体における市設建築物の老朽化に伴う建替や大規模改修等が必要となっており、その事業量が増大していることに加え、民間における技術者不足の影響もあり、小学校の体育館に空調機を設置することは難しい状況である。
- ・小学校体育館へのエアコン設置率は0%。中学校体育館へのエアコン設置率は100%である。

(6) 学校の教室の天井・壁・窓への断熱化工事について【項目番号9.(7)】

団体要望概要

- ・断熱化工事を行うことで、空調が効きやすくなり、光熱費にも良い影響がある。現在は、特に空調効率が悪いという状況ではないとのことで、そのような中で既設の教室に断熱化工事を行うのは難しいのかもしれないが、老朽化した校舎の建て替えの際に合わせて断熱化できないのか。

本市説明概要

- ・現時点では、断熱化が必要という認識はないので、校舎建築時に工事を行う計画はない。

(7) 自衛隊への名簿提供について【項目番号 9 (10)】

団体要望概要

- ・自衛隊法施行令第120条の規定では、防衛大臣は自治体に対して「資料の提出を求められることができる」とされており、資料の提供は義務ではなく、自治体において資料を提供する、しないを判断できる。統計では、全自治体のうち6割しか提供しておらず、4割は提供しないと判断している。なぜ大阪市は、提供すると判断しているのか。法定受託事務であっても、自治体の自主性は尊重されるべきであり、情報提供しない判断はできるはずである。
- ・今回の能登半島地震のような災害が起こった場合、自衛隊だけでなく消防も警察も現地へ派遣されているが、なぜ自衛隊にのみ情報提供するという判断をしているのか。
- ・回答の中で、個人情報保護法第69条第1項について触れられているが、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定されている。また、住民基本台帳法第11条に規定する住民基本台帳の写しの閲覧請求も「請求できる」との規定なので、提供しない判断はできるはずで、提供は法令違反ではないのか。自衛隊に個人情報が提供されれば、戦争へ駆り出される危険にさらされる。名簿の提供を希望している方の分を提供するのはいいが、今は、希望しない方が申請する形で、そんな制度を知らない人がほとんどである。

本市説明概要

- ・自衛官等の募集事務は自衛隊法において法定受託事務として定められており、自衛隊の大規模災害時に果たす役割の重要性などをふまえ、住民基本情報を提供する判断をしている。

- ・自衛隊は、災害救助などの重要な任務を負っていること等を考慮し、本市として情報提供する判断をしている。なお、政令市のうち 17 都市は情報提供を行っている。
- ・自衛隊への情報提供は、法令に基づく提供依頼を受けて協力しているものであり、仮に自衛隊以外の組織から、法令に基づく提供依頼があった場合は、あらためてその必要性を判断することになる。自衛隊への情報提供は、国の見解をふまえ、個人情報保護法等の解釈に則って行っているものであり、法令違反ではない。

(8) 物価高騰対策について【項目番号 9. (13)】

団体要望概要

- ・物価高騰対策として、中小企業への直接支援金制度の創設を検討いただきたい。
(要望・意見のみ)
- ・大阪市は物価高騰対策として、プレミアム商品券、上下水道料金の減額などが行われたが、中小企業への対策は直接支援（現金給付）が望ましいと考える。また、賃上げの支援等も実施してほしい。
※要望・意見のみ

(9) 夢洲でのメタンガスについて（項目番号 9. (14) ①）

団体要望概要

- ・万博会場の夢洲 1 区にある 79 本のガス抜き管を万博開催中、どのように管理するのが心配である。ガス抜き管の一部を移設していると聞いているが、大丈夫か。
- ・本来なら、万博開催期間中のことであるので、万博推進局が責任を持って回答すべきであるが、安全性については、どのように考えているか。

本市説明概要

- ・夢洲 1 区の万博会場部分については、環境局と博覧会協会の間で使用貸借契約を締結しており、ガス抜き管の移設などの形状変更は、契約書における承認事項である。形状変更については、夢洲 1 区の最終処分場を管理運営している大阪広域環境施設組合へ維持管理上、支障がないか確認の上、承認している。
- ・万博開催期間中におけるガス抜き管への安全対策については、博覧会協会が措置するものと考えている。